

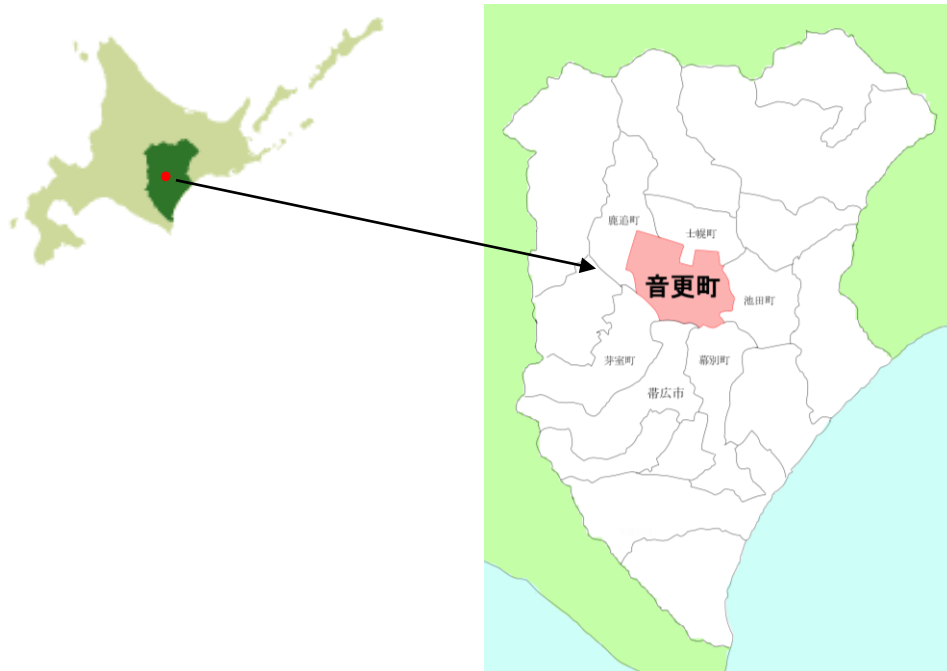
北海道音更町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成２９年８月１日現在における北海道河東郡音更町の行政区域とする。面積は概ね４万７千ヘクタール（音更町面積）である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

音更町は、北海道の南東部、十勝平野のほぼ中央に位置し、南は十勝川を隔てて帯広市及び幕別町に、北は士幌町、西は鹿追町、芽室町、東は池田町に接している。

東部の南北に走る長流枝内丘陵を除いて概ね平坦で、音更川を中央に士幌川、然別川が北から南に貫流し、いずれも十勝川にそそいでおり地質も良く、恵まれた水利による肥沃な土壌や年間日照時間が約２千時間と長いことなど農業経営を行う上での地形的・気象的条件に恵まれている。

（インフラの整備状況）

音更町の市街地部を横断する北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジがあり、北海道東部と北海道内における大消費地である道央圏及び道外への移出拠点である苫小牧港とを結ぶ中心拠点となっている。また、同インターチェンジに接続し音更町を南北に縦断す

る国道２４１号（帯広北バイパス）と市街地部を南北に縦断する国道２４１号（弟子屈町～帯広市間）は、国道３８号、国道２４２号、国道２７３号、国道２７４号の４路線と交差・接続して、道央、道北、道東の主要各都市を結んでいる。また、本町は音更帯広インターチェンジと国道２４１号に隣接する道路交通インフラの要衝である区域に音更町ＩＣ工業団地を整備している。

最寄駅は約９キロメートルの距離にあるＪＲ根室本線の帯広駅で、札幌までは石勝線を利用して約２２０キロメートル（約２時間３０分）、釧路までは約１３０キロメートル（約１時間３０分）となっている。

また、帯広空港までは、距離３５キロメートル、車での所要時間は約５０分（帯広－東京間・１日７往復・所要時間約１時間４０分）となっている。

（産業構造）

音更町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、平成２７年の農業産出額（推計）は約２２７億円となっている。本町農業は恵まれた諸条件を生かし、町の全体面積の半分を超える２万４千ヘクタールの広大な農地で、専業農家を主体に約７００戸の農家が小麦、豆類、てん菜、馬鈴しょを基幹とし、野菜、稲作、酪農及び肉用牛を中心に、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開している。その結果、各作目で全国的に大きな生産シェアを占めるなど、主要な食料供給基地として重要な役割を果たしている。

一戸当たり経営耕地面積、家畜飼養頭数（平成２７年）

単位：面積：ha、頭数：頭

	経営耕地面積	家畜飼養頭数	
		乳用牛	肉用牛
音更町	34.7	127	159
北海道平均	23.8	122	140
全国平均	2.2	77	45

（農林水産省ＨＰ、音更町農業概要より）

音更町の主要作目別作付面積、収量及び北海道内ランキング（平成 23 年～平成 27 年）

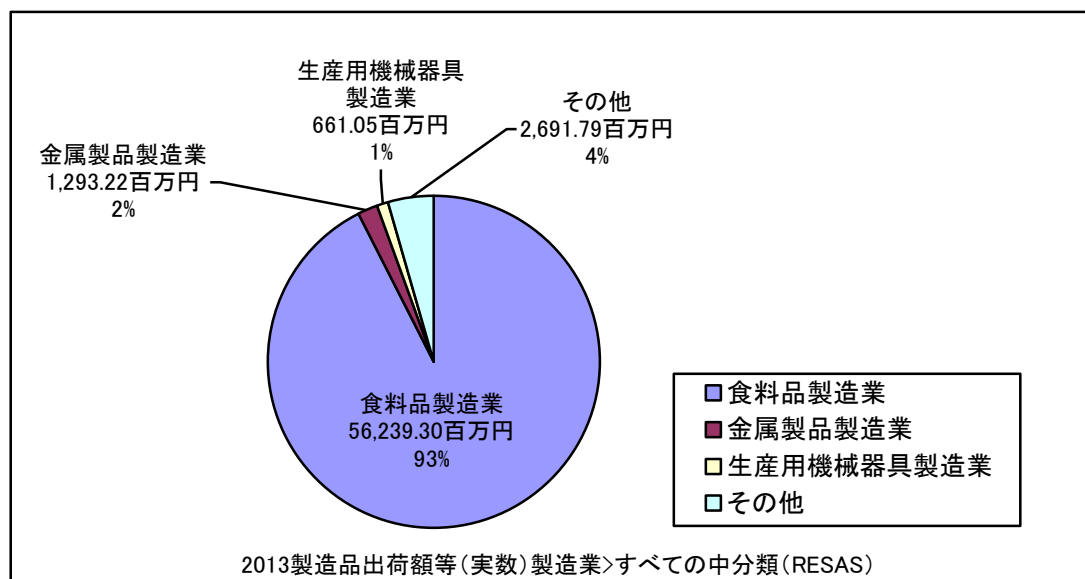
単位：面積：ha、収量：t

作目 年	小麦				大豆				小豆			
	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位
平成 27 年	7,100	1	51,200	1	2,000	3	5,550	2	2,090	1	6,550	1
平成 26 年	7,330	1	34,300	1	1,570	3	4,640	2	2,530	1	8,090	1
平成 25 年	7,310	1	33,200	2	1,490	3	3,890	2	2,410	1	6,530	1
平成 24 年	7,420	1	43,700	1	1,450	3	4,050	2	2,200	1	6,680	1
平成 23 年	7,570	1	34,900	1	1,380	3	3,580	2	2,050	1	4,860	1

作目 年	てん菜				馬鈴しょ			
	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位
平成 27 年	2,920	4	198,900	6	2,030	10	71,600	11
平成 26 年	2,830	4	181,900	6	2,010	11	76,500	11
平成 25 年	2,920	4	193,500	3	2,010	10	70,800	12
平成 24 年	2,960	5	197,000	5	1,970	10	68,300	12
平成 23 年	2,920	6	190,000	5	2,070	10	63,500	12

（北海道農林統計協会発行「ミニなんばん BOOK」より）

第二次産業は、豊富な農畜産物資源を背景に、食料品製造業が主要となっており、製造品出荷額約 6 0 9 億円のうち、約 5 6 2 億円と 9 3 %を占めている。（RESAS データ-2013 製造品出荷額（実数）製造業 - すべての中分類より）



第三次産業は、農畜産物の一大産地であることを背景に、卸・小売業、農業協同組合等の複合サービス産業が中心となっている。

（観光）

十勝川のほとりにある十勝川温泉は117年の歴史（1900年開湯）と北海道遺産（平成16年11月指定）「モール温泉」が湧出する北海道を代表する温泉地であり、周囲を道立都市公園「十勝エコロジーパーク」や十勝川河川緑地に囲まれ、緑豊かな環境と広大な十勝平野や日高山脈を一望できる景観など、十勝の観光を代表する地域である。

また、平成28年に実施された大手・中堅の優良旅行業者が選ぶ第30回にっぽんの温泉百選（主催：観光経済新聞社、後援：観光庁、観光関連8団体（日本旅館協会ほか7団体））では、総合ランキング29位（北海道内2位）、泉質ランキング18位（北海道内2位）に選出されているほか、環境省、観光庁、経済産業省、内閣府が後援する温泉総選挙2016では、うる肌部門で5位（北海道内1位）に入賞している。

（人口分布の状況）

音更町の総人口は、1960年代後半からの高度経済成長期以降、帯広市に隣接する恵まれた立地条件を背景とする住宅地開発の進展とともに増加を続け、約50年間で概ね2万人増加し、北海道内の町村としては最大の4万4,807人（平成27年国勢調査）となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

音更町は、町の最上位計画である「第5期（2011～2020）音更町総合計画」の5つの基本目標の一つに「元気あふれる産業のまち」を掲げ、「基幹産業の農業を軸に、本町の地域資源や立地を活かした商工業、世界に誇れるモール温泉でもてなす観光業など、それぞれの産業がつながることにより地域経済が活性化し、新たな雇用が生まれる、元気なまちにします。」と謳っており、目標の達成に向けて、優良農地の確保、農地基盤整備による生産性向上・作業効率化、地域資源を活用した地域ブランド化への取組支援、農商工観連携による新事業の創出、農畜産物資源等の高付加価値化を目指した産学官連携などの施策を展開しているところである。

また、音更町は、帯広市を中心に十勝総合振興局管内全19市町村で取り組む、食と農林漁業を柱とした地域産業経済政策「フードバレーとかち」に参画している。当政策は「農林漁業を成長産業にする（基本価値）」、「食の価値を創出する（付加価値）」、「十勝の魅力を売り込む（需要創出）」これら三つの取組が連携することにより、生産・加工・流通・販売のバリューチェーンによる十勝型フードシステムを確立しようとするものである。

加えて、「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、北海道遺産に指定されているモール温泉を資源とした観光振興等により、交流人口の拡大、農畜産物や地場産品の販売を通じ、本町の有するブランドの発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指している。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	270百万円	—

(算定根拠)

- ・ 1件当たり平均50百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.8倍の波及効果を与え、促進区域で270百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 波及効果は、産業連関表を用いた経済波及効果分析ツール（北海道作成、平成17年度・十勝圏版）において、食用耕種農業の生産誘発額が約1.8倍、畜産が約2.3倍、と畜・肉・酪農品が約2.1倍、その他食料品が約1.7倍、商業が約1.7倍であることから、各業種の付加価値額の割合等を考慮し、1.8としている。
- ・ 270百万円は、促進区域の全産業付加価値額（314億円）の約1%、製造業の付加価値額（23億円）の約12%、宿泊・飲食サービス業の付加価値額（18億円）の約15%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域の平均所得額を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	一百万円	5 0 百万円	
地域経済牽引事業の 新規事業件数		3 件	
促進区域の平均所得額	2, 797 千円	2, 825 千円	1 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,920 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス-活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 5 % 増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 % 以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の 1 常用従業員あたりの現金給与総額が開始年度比で 1.5 万円又は 4 % 増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

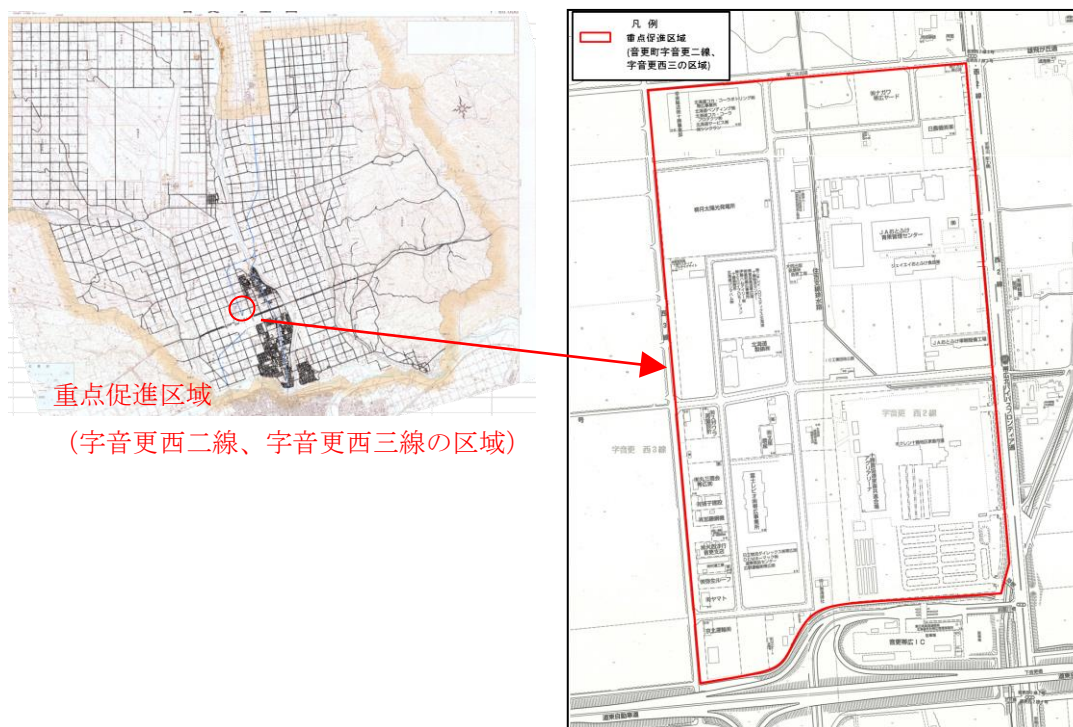
重点促進区域は、以下の字の区域とする。

字音更西二線、字音更西三線

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は概ね５４ヘクタールである。

本区域は、音更町ＩＣ工業団地の区域であり、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジ及び国道２４１号（帯広北バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有する交通インフラの要衝に位置している場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域には、農用地区域及び市街化調整区域を含まない。



（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、工業地域とされている。

音更町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジに隣接するＩＣ工業団地地区として、その交通利便性を活かした物流業務系ほか、産業振興に寄与するための工業系土地利用（一般工業地区）を図るべき区域の一部とされている。

まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：本町の強みを活かした産業を振興し、雇用の場を拡充するため、本区域（ＩＣ工業団地）への企業誘致の促進を施策として位置付けている。

（２）区域設定の理由

本区域は、音更町からの要請により音更町土地開発公社が造成し、平成１２年度から分譲を行っているエリアを含めた「音更町ＩＣ工業団地」区域であり、十勝地区家畜市場（ホクレン農業協同組合連合会）、青果管理センター・食品加工センター（音更町農業協同組合）、農機具販売業、物流・倉庫業などの農林業関連業種を中心に、医薬品製造業、環境・エネルギー業などの多種多様な企業が集積（３０社）している。さらなる企業集積を図ることにより農林水産、食料品等製造業といった産業を推進するためには重点的な支援が必要であることから、重点促進区域として設定することとする。

なお、平成２８年度工場適地調査において、同調査における適地名「木野」内の区域（木野大通東１２丁目及び木野大通東１３丁目）に約２ヘクタールの遊休地を把握しているが、交通インフラが充実していないことから、同区域については重点促進区域に含めないこととしている。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

北海道河東郡音更町字音更西二線

９番１、９番２、９番５、１１番１、１１番２、１１番３、１３番１、１３番２、１３番５、１３番６、１３番７、１３番８、１３番９、１５番１、１５番４、１５番６、１７番１、１７番５、１７番２４、１７番２５、１７番２６、１７番２７、１７番２８、１７番２９、１７番３０

北海道河東郡音更町字音更西三線

８番１、８番１５、８番１６、８番１７、８番２７、８番２８、８番２９、８番３０、８番３１、８番３２、８番３３、８番３４、８番３５、８番３６、８番３７、８番３８、８番３９、８番４０、８番４１、８番４２、８番４３、８番４４、８番４５、８番４６、８番４７、８番４８、８番４９、８番５０、８番５１、８番５２、８番５３、８番５４、８番５６、８番５７、８番５８、８番６０、８番６２、１４番１、１４番１０、１４番１１、１４番１２、１４番１３、１４番１４、１４番１５、１４番１６、１４番１９、１４番２０、１４番２５、１４番２６、１４番２７、１４番２８、１４番２９、１４番４１、１４番４２、１４番４４、１４番４５、１４番４６、１４番４７、１４番４８、１４番４９、１４番５０、１４番５１、１４番５２

設定する区域は、平成２９年８月１日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した農林水産分野
- ②音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した食料品等製造分野
- ③音更町の十勝川温泉等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

①音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した農林水産分野

音更町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、平成27年の農業産出額（推計）は約227億円（北海道内第8位）となっている。耕地面積2万4千ヘクタール（北海道内第4位）を有し、専業農家を主体に約700戸の農家が、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開している。耕種部門主要作目のうち小麦及び小豆は、近年、作付面積、収穫量ともに国内1位、2位を争っているほか、大豆、てん菜及び馬鈴しょについても国内トップクラスに位置している。また、本町で生まれ、作物に地名がつくことが極めて珍しい中、その名に地名が付いた「音更大袖振大豆」は、既に60年を超えて栽培されてきたレジェンドともいえるべき作物で、ショ糖及びイソフラボン含有量が豊富で、豆菓子メーカーだけでなく、化粧品メーカーも注目する高品質な大豆である。このように、本町農業は、生産量だけでなく高品質でブランド力を持った農産物が生産されている。

さらに、畜産部門についても一戸当たり家畜飼養頭数が全国平均を大きく上回っているなど、農畜産物の主要な供給基地として重要な役割を担っている。

一戸当たり経営耕地面積、家畜飼養頭数（平成27年）

単位：面積：ha、頭数：頭

	経営耕地面積	家畜飼養頭数	
		乳用牛	肉用牛
音更町	34.7	127	159
北海道平均	23.8	122	140
全国平均	2.2	77	45

（農林水産省HP、音更町農業概要より）

音更町の主要作目別作付面積、収量及び北海道内ランキング（平成23年～平成27年）

単位：面積：ha、収量：t

年	小麦				大豆				小豆			
	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位
平成27年	7,100	1	51,200	1	2,000	3	5,550	2	2,090	1	6,550	1
平成26年	7,330	1	34,300	1	1,570	3	4,640	2	2,530	1	8,090	1
平成25年	7,310	1	33,200	2	1,490	3	3,890	2	2,410	1	6,530	1
平成24年	7,420	1	43,700	1	1,450	3	4,050	2	2,200	1	6,680	1
平成23年	7,570	1	34,900	1	1,380	3	3,580	2	2,050	1	4,860	1

年 \ 作目	てん菜				馬鈴しょ			
	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位
平成 27 年	2,920	4	198,900	6	2,030	10	71,600	11
平成 26 年	2,830	4	181,900	6	2,010	11	76,500	11
平成 25 年	2,920	4	193,500	3	2,010	10	70,800	12
平成 24 年	2,960	5	197,000	5	1,970	10	68,300	12
平成 23 年	2,920	6	190,000	5	2,070	10	63,500	12

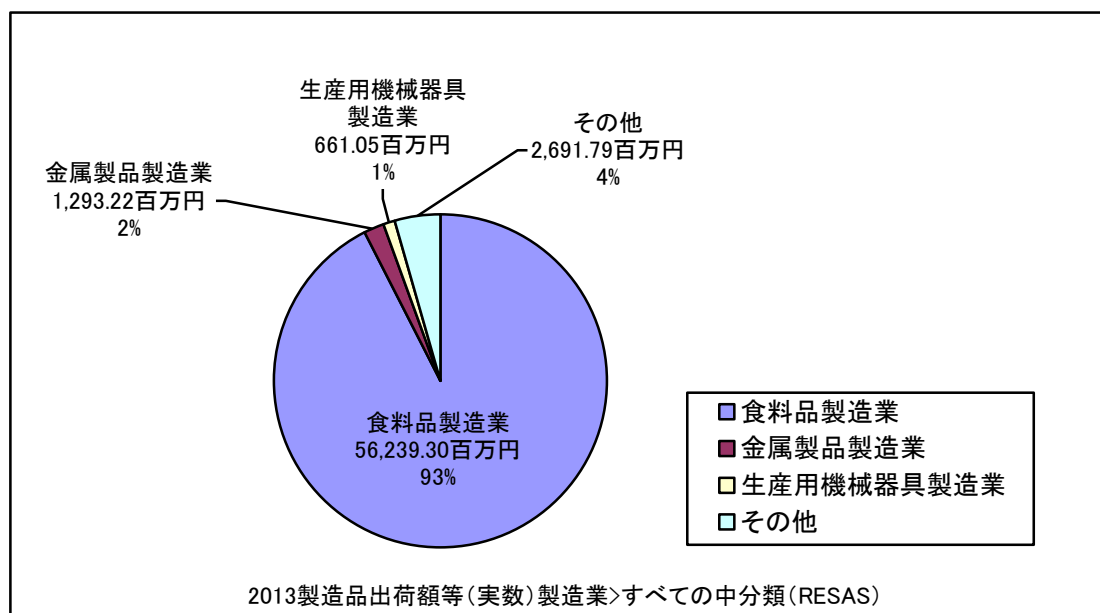
(北海道農林統計協会発行「ミニなんばん BOOK」より)

また、北海道内で生産される小麦については、これまで農業団体がその商流の 9 割を扱う作目であったが、生産者と雑穀卸売業の民間企業が共同で管理・運営を行う小麦製粉工場が平成 23 年度から稼働している。これは、小麦製粉分野では画期的な 6 次産業化の取組であり、生産者と消費者のつながりを深くすることにより、農産物のブランド発信力、付加価値の向上に取り組んでいる。

このように、音更町では農林水産分野に強みがあり、こうした特産物の高付加価値化等を通じて地域事業者の稼ぐ力の向上を図っていく。

②音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した食料品等製造分野

音更町は、上記①でも示したとおり、我が国における主要な食料供給基地としての重要な役割を担っている。これら豊富な農畜産物資源を背景に、音更町における製造品出荷額約 609 億円のうち、9 割の約 562 億円が食料品製造業となっている。



また、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」において記載する重点促進区域である音更町 I C 工業団地には、農業団体の運営する青果センターが立地するほか、国道 241 号（帯広北バイパス）及び北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジに隣接し、道内外への物流拠点としての好条件の立地環境を背景に、世界的に流通ネットワークを持つ流通事業者が立地するなど、本町の農畜産物の域外への発信拠点となっている。



（道内外への物流拠点として好条件の立地環境に位置する音更町 I C 工業団地）

音更町は、「第 5 期（2011～2020）音更町総合計画」、「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域の強みである農業を核とした産業の振興を重要目標に位置付けており、目標の達成に向け、事業所等の新增設に係る投資に対する課税免除（固定資産税）、事業所立地奨励金交付（固定資産税相当額助成）や、町独自の制度による融資（融資枠 10 億円）、利子一部補給、保証料全額補給などの支援策を展開しているところである。

さらに、帯広市を中心に十勝総合振興局管内全 19 市町村で取り組む、「農林漁業を成長産業にする（基本価値）」、「食の価値を創出する（付加価値）」、「十勝の魅力を売り込む（需要創出）」これら三つの取組が連携することにより、生産・加工・流通・販売のバリューチェーンによる十勝型フードシステムを確立しようとする「フードバレーとかち」に参画するなど、農畜産物や地場産品の販売を通じ、本町の有するブランドの発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指している。

以上を踏まえ、音更町では、地域の豊富な農畜産物資源等の特産物を活用し、地域で加工し、付加価値を高める取組を強化することで、地域事業者の稼ぐ力の向上を図るものとする。

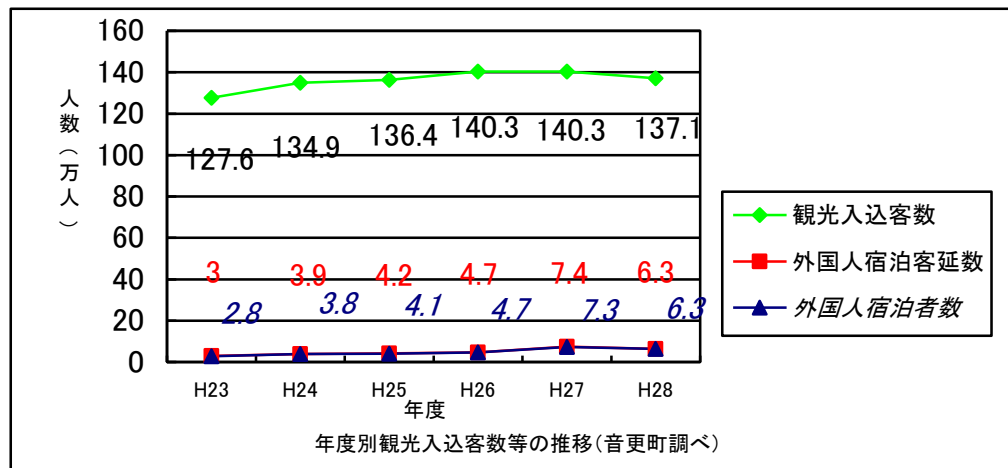
各支援制度の実績額等（平成 24 年度～平成 28 年度）

単位：千円

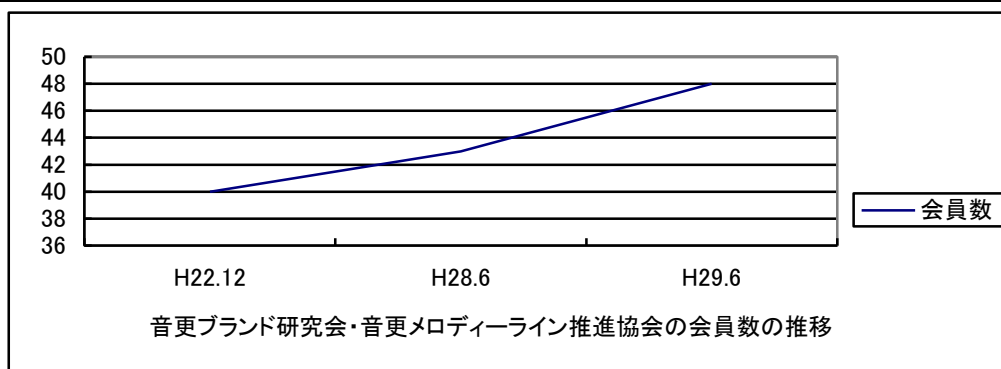
事業名	H24	H25	H26	H27	H28
課税免除(税額)	63,017	149,945	162,114	115,869	77,962
事業所立地奨励金	1,557	1,543	1,937	60,794	118,521
町制度融資利子補給	529	783	537	269	113
町制度融資保証料補給	4,604	5,335	8,000	8,593	7,768

③音更町の十勝川温泉等の観光資源を活用した観光分野

音更町十勝川温泉は、117年の歴史と北海道遺産である「モール温泉」のブランド力を背景に、平成28年度における訪日外国人宿泊客数が十勝総合振興局管内(19市町村)1位、訪日外国人宿泊客延数では同管内2位となっている。



また、地域の中心部にあった廃墟ホテルを国の支援を受けながら地元の旅館協同組合が撤去し、跡地に新たな地域の拠点施設としてガーデンスパ十勝川温泉を建設し、平成28年12月にオープンさせているほか、音更町商工会が中心となり、「音更ブランド研究会」が平成22年に設立され、地場産品開発等だけでなく、景観や自然環境も地域資源としてブランド化することなどを目的に、北海道横断自動車道音更帯広インターチェンジから十勝川温泉までのルートを景観街道化するため「音更メロディーライン」と名付け、沿道での季節毎の農村風景やアクティビティーを地域素材として情報発信するなど、地域一体となった賑わいと活気づくりの取組等の動きも活発化してきている。同研究会は、これらの「音更メロディーライン」に係る活動に特化すべく、平成28年に「音更メロディーライン推進協議会」として再編され会員数も増加してきており、地域一体となった活動への気運が高まっているものとして、今後ますますの成長が見込まれる。



さらに、十勝川温泉地域内で、平成29年2月から十勝品質事業協同組合が運営する、国内初となるラクレットチーズの共同熟成庫が稼働し、組合員でもある十勝管内の各チーズ工房（8事業者）で一次加工したチーズをモール温泉水を用いて熟成（二次加工）させるといった、ブランド力の相乗効果によって付加価値を高める生産活動が行われているほか、熟成庫の見学やガーデンスパ十勝川温泉での製品販売、チーズを洗う加工体験メニューを提供するなど、企業間連携による新たな観光資源（体験型観光）として期待されている。また、各工房は、全国的に顧客を有しており（約1,480社）、ブランド力の相乗効果に加えて、双方の魅力発信力の向上が期待されている。

このように、十勝川温泉を中心とした観光資源を活用した事業が拡大しつつあり、また、「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、モール温泉を資源とした観光振興等により、交流人口の拡大、農畜産物や地場産品の販売を通じ、本町の有するブランド力の発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指していくこととしている。

なお、具体的な施策としては、二次交通対策支援事業、訪日外国人観光客誘客強化事業を位置付け、音更町十勝川温泉観光協会の実施する十勝川温泉に向けて運行する長距離バス（モール温泉号（旭川市―十勝川温泉間）、ミルキーライナー号（新千歳空港―十勝川温泉間））利用者への千円キャッシュバックキャンペーン、JR帯広駅から十勝川温泉を結ぶ無料バス運行、インセンティブツアー誘致に向けた海外（台湾）プロモーションや外国人団体観光客向けクーポン券（施設内利用券：500円/人）発行事業等に対し、音更町観光振興事業補助金（平成28年度実績：10百万円）を交付するなどの支援を積極的に展開している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

また、音更町においても、一定の要件を課した上で、事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除、助成金の交付に関する条例を規定しており、北海道と同様に地域経済牽引事業に係る事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のために、研究機関や支援機関が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

②町が有する観光客データの公開

観光関連事業者にデータとして提供するため、町の公衆無線LANシステムで得られる情報などについて、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、音更町経済部商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び音更町が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」において記載する重点促進区域（音

更町 I C 工業団地) の空き土地が残り少ない状況 (3 ヘクタール程度) となっており、当該区域と隣接するエリアにおいて、工業団地の拡張計画を進める。(総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、工業団地の拡張整備事業を位置付けているほか、都市計画マスタープランにおいても、工業系土地利用ゾーンとして位置付けている。)

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度 ～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置の創設	1 1 月議会に条例案提出・審議 1 2 月条例施行、受付開始	運用	運用
②町固定資産税の減免措置の創設	3 月議会に条例案提出・審議	4 月条例施行、受付開始	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】			
①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供	1 0 月検討開始、関係機関協議	運用	運用
②町が有する観光客データの公開	9 月公衆無線 LAN 整備 1 0 月公衆無線 LAN 運用開始	平成 30 年度データ取得・分析 令和元年度データ公開運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置 (北海道庁内)	9 月設置	運用	運用
相談窓口の設置 (音更町経済部商工観光課内)	1 0 月設置	運用	運用
【その他】			
I C 工業団地拡張整備事業	整備手法の検討・関係機関協議 ※関係機関協議が整い、各種法手続き完了次第、整備事業着手予定		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、北海道及び音更町は、支援機関である国立大学法人帯広畜産大学（以下「帯広畜産大学」という。）及び公益財団法人とかち財団（以下「とかち財団」という。）と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①帯広畜産大学

産学官連携による地域産業振興の拠点的な存在となっており、民間との連携窓口となる「地域連携推進センター」が設置され、企業・大学・行政が連携を深めながら技術力向上や新製品の開発支援を行っている。

②とかち財団

十勝地域の農林漁業を核とした地域産業の振興を支援し、十勝の「価値」の創出と向上を目指したものづくり支援や連携支援を行っている。また、産学官金の人的ネットワークを有しており、このネットワークを通じて、様々な支援を行っている。

現在、十勝産業振興センター及び北海道立十勝圏地域食品加工技術センターを運営しており、十勝産業技術センターでは主に機械や電気電子分野について、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターでは十勝の豊富な地域資源を活用した食料品製造業の振興や加工技術の高度化について、道総研、各種試験研究機関、大学等と連携を図りながら、地域ニーズに対応した試験研究・検査分析・技術支援等を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

また、音更町は厳寒地域であることから、冬期間の道路凍結による事故防止のため、除雪や凍結防止剤散布などの道路管理に努める。さらに企業に対してはすべり止め砂を配布し、車両出入口周辺道路への散布作業協力を求めるなど、企業と連携した交通安全対策を進めていく。

(3) その他

P D C A体制については、音更町経済部を中心に関係部課長による会議を開催し、本基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。当会議には必要に応じ、音更町商工会、金融機関及び支援機関等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。